

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

ほろにかが

平成27年6月15日  
全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

### 『酒類業界健全化への期待』

委員 盛田 宏

昨今の酒類業界に関連する大きな動きについて述べさせていただきます。

まず、「街の酒屋さんを守る国会議員の会」が検討してきた酒税法及び酒類業組合法の一部改正案が国会を通る見通しが強くなっているという事です。(5月20日現在) 今後、財務大臣が定める公正な取引の基準を遵守しない酒類業者に遵守を指示、命令でき、命令違反をした場合には免許取消できるというものです。これは国税庁の指針の法令化により調査、処分に権限を持たせる仕組みです。指針にある合理的な価格の設定等をどこまで公正取引基準として書き込めるかが今後のポイントとなります。

また、昨年施行された「アルコール健康障害対策基本法」についてです。同法12条において「政府は施行2年以内にアルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない」と規定されており、健康障害対策関係者会議で議論されているようです。その中で大容量のウイスキー、焼酎の問題や低価格で飲み過ぎを助長するような酒は販売しないでもらいたいという意見も出されているようです。今後、関係者会議では9月を目途に計画に盛り込む事項について取りまとめられることとなっているそうです。酒類業界に関する項目では不適切な飲酒の誘引の防止に関して、具体的目標とその達成時期が定められるとの事です。

これらの動きが、私共卸売業者の公正取引による適正利潤を確保できる商売につながり、酒類業界全体の健全化の方向に少しでも向かう様、大いに期待するものであります。

しかしながら一部のマスコミが、消費者の視点で酒の値段が上がるとしてこの動きに反論しておりますが、我々業界としては、担税物資であり致酔飲料という他の商品とは違う酒の特殊性を理解してもらえる様訴える必要があります。極端に言えばたばこの様に飲み過ぎは健康に悪い事を前面に出してでも適正価格で販売する方向に持って行った方が得策だと考えます。量より質の商売に転換すべきです。

皆様のご理解、ご協力お願い申し上げます。